

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 3 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ シュント
 株式会社 隼都

住所 奈良県宇陀市榛原雨師407番地の1
 代表者氏名 平野 勇

電話番号 0745-82-2467
 FAX番号 0745-82-7613
 メールアドレス main@shunto.cc



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和2年6月3日

申請者 氏名又は名称 株式会社 隼都

住 所 奈良県宇陀市榛原雨師407番地の1
代表者 氏名 平野 勇



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		
氏	フ リ ガ ナ	氏
代表取締役	ひらの いさむ 平野 勇	
取締役	いまにし まさる 今西 勝	
取締役	いまにし なおみ 今西 直美	
監査役	やまもと なるき 山本 成己	
事 業 の 範 囲	管工事業	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 隼都
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 633-0243 住所 奈良県宇陀市榛原雨師407番地の1</p> <p>電話番号 0745-82-2467 FAX番号 0745-82-7613 メールアドレス main@shunto.cc</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
平野 勇 井川 伸一 <i>イカワ シンイチ</i>	<p>第304853号</p> <p>第304855号</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 2 年 6 月 3 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ パイプカッター 塩ビカッター ロータリバンドソー 電子セパーソー	固定式鋸弦 RB-80-CV (13~150mm用) VC40 VC20 CB18F CR12V	2 1 3 3 1 2	
管の加工用の機械器具	パイプベンダー やすり パイプねじ切り器	1/2~11/2インチ 300平型判丸型 N-100A	2 3 2	
管の接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ スパン 電気ヒーター	ガスボンベ式 13mm~100mm	3 1 3 1	
水圧テストポンプ	手動式テスト 電動式テスト	T10K T30K	2 1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和2年6月3日

申請者

氏名又は名称 株式会社隼都

住 所 奈良県宇陀市榛原雨師407番地の1

代表者 氏名 平野 勇



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良県宇陀市榛原雨師407番地の1
株式会社隼都

会社法人等番号	1500-01-009691	
商 号	株式会社隼都	
本 店	<u>奈良県宇陀市榛原区雨師407番地の1</u>	平成18年 1月 1日変更 ━━━━━━━━ 平成18年 1月 4日修正
	<u>奈良県宇陀市榛原雨師407番地の1</u>	平成23年 4月 1日変更 ━━━━━━━━ 平成23年 4月 1日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成17年3月31日	
目的	1 とび・土工・コンクリート工事業の施工並びに管理 2 鉄筋工事業の施工並びに管理 3 建築工事業の請負、設計、施工並びに監理 4 土木工事業の請負、設計、施工並びに監理 5 大工工事業の施工 6 石工事業の施工 7 屋根工事業の施工 8 管工事業の施工 9 タイル・れんが・ブロック工事業の施工 10 鋼構造物工事業の施工 11 補装工事業の施工 12 しゅんせつ工事業の施工 13 内装工事業の施工 14 水道施設工事業の施工 15 塗装工事業の施工 16 防水工事業の施工 17 造園工事業の施工 18 土木建築工事業に関する企画、調査、測量並びに設計監理 19 土木建築用資材の販売並びにリース業 20 家具、設備等の販売業 21 日用品の販売業 22 衣類品の販売業 23 防災安全用品、防災安全用機器・機材・設備の販売業 24 広告、掲示板の製品・機材販売業 25 機械、機器、器具の販売業 26 不動産の賃貸借業 27 不動産の売買業務 28 産業廃棄物の処理・収集・運搬・処分業 29 建設副産物の処理並びに建設副産物等の再生製品の販売業	

奈良県宇陀市檍原雨師407番地の1
株式会社隼都

	30 建設用機械の販売並びにリース業 31 電気事業 32 前各号に附帯する一切の事業 平成27年 8月29日変更	平成27年 9月 2日登記
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 600株	平成26年 8月15日変更 平成26年 8月21日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
資本金の額	金3000万円	平成26年 8月15日変更 平成26年 8月21日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 今 西 勝	平成29年11月27日重任 平成29年11月29日登記
	取締役 平 野 勇	平成29年11月27日重任 平成29年11月29日登記
	取締役 今 西 直 美	平成29年11月27日重任 平成29年11月29日登記
	奈良県檍原市常盤町150番地の1 代表取締役 平 野 勇	平成29年11月27日重任 平成29年11月29日登記
	監査役 山 本 成 己	平成29年11月27日重任 平成29年11月29日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	平成29年11月29日登記

奈良県宇陀市榛原雨師407番地の1
株式会社隼都

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和2年5月28日
奈良地方法務局桜井支局
登記官

二 柿 正 直



株 式 会 社 隼 都 定 款

令和2年5月28日

原本に相違ありません

株式会社隼都
代表取締役 平野 勇



定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社隼都と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. とび・土工・コンクリート工事業の施工並びに管理
2. 鉄筋工事業の施工並びに管理
3. 建築工事業の請負、設計、施工並びに監理
4. 土木工事業の請負、設計、施工並びに監理
5. 大工工事業の施工
6. 石工事業の施工
7. 屋根工事業の施工
8. 管工事業の施工
9. タイル・れんが・ブロック工事業の施工
10. 鋼構造物工事業の施工
11. 舗装工事業の施工
12. しゅんせつ工事業の施工
13. 内装工事業の施工
14. 水道施設工事業の施工
15. 塗装工事業の施工
16. 防水工事業の施工
17. 造園工事業の施工
18. 土木建築工事業に関する企画、調査、測量並びに設計監理
19. 土木建築用資材の販売並びにリース業
20. 家具、設備等の販売業
21. 日用品の販売業
22. 衣類品の販売業
23. 防災安全用品、防災安全用機器・機材・設備の販売業
24. 広告、掲示板の製品・機材販売業
25. 機械、機器、器具の販売業
26. 不動産の賃貸借業
27. 不動産の売買業務
28. 産業廃棄物の処理・収集・運搬・処分業
29. 建設副産物の処理並びに建設副産物等の再生製品の販売業
30. 建設用機械の販売並びにリース業
31. 電気事業
32. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県宇陀市榛原雨師407番地の1に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(会社が発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、800株とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第6条 当会社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券、100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の設定若しくは移転の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再交付)

第10条 株式の分割・併合、株券の毀損等又は汚損等の事由により株券の再交付を請求するには、当会社所定の書式による請求書に、請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券喪失登録の申請をする者は、当会社所定の書式による申請書に、申請者が署名又は記名押印し、これに次の資料を添えて提出しなければならない。
 1. 株券の取得の事実及びその株券の喪失の事実を証する資料
 2. 法務省令に定める資料

- 3 株券失効手続によ無効となった株券の再交付を請求するには、株券喪失登録者が、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手数料)

- 第11条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第12条 当会社は、営業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とみなす。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

- 第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、監査役、取締役会及び代表取締役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は5名以内とし、監査役は1名とする。

(取締役及び監査役の選任)

第18条 当会社の取締役及び監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる議決権を有する株主が総会に出席し、その議決権の過半数をもってなすものとする。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査役の任期は、就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- 4 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の権限の範囲)

第20条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第22条 当会社に社長1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選任する。社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

(役員報酬)

第24条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

- 2 利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第27条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。

定款作成 平成17年3月18日作成
公証人認証 平成17年3月24日認証
会社成立 平成17年3月31日成立

(本店の所在地) 平成18年1月1日変更
第1章 第3条 平成18年1月4日修正

(取締役及び監査役の任期)
第4章 第19条 平成19年11月27日変更

(設立に際して発行する株式)
第6章 第26条 平成27年11月14日削除
(最初の営業年度)
第6章 第27条 平成27年11月14日削除
(最初の取締役及び監査役)
第6章 第28条 平成27年11月14日削除
(最初の取締役及び監査役の任期)
第6章 第29条 平成27年11月14日削除
(発起人の氏名、住所及び引受株数)
第6章 第30条 平成27年11月14日削除
(定款に定めのない事項)
第6章 第31条 平成27年11月14日追加

(本店の所在地) 平成23年4月1日変更
第1章 第3条 平成23年4月1日修正

(目的)
第1章 第2条 平成26年12月8日変更
平成26年12月10日登記
平成27年8月29日変更
平成27年9月2日登記

(監査役の権限の範囲)
第4章 第20条 平成29年11月29日登記

第三〇四八五三号

給水装置事務技術者免状
給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

氏名 平野 勇

昭和四十六年六月四日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置事務技術者
技術者免状を交付する。

令和二年二月二十日

厚生労働大臣

加藤勝信



第三〇四八五五号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

氏名 井川伸一

昭和五十四年一月五日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置事務技術者免状を交付する。

令和二年二月二十日

厚生労働大臣

加藤勝信

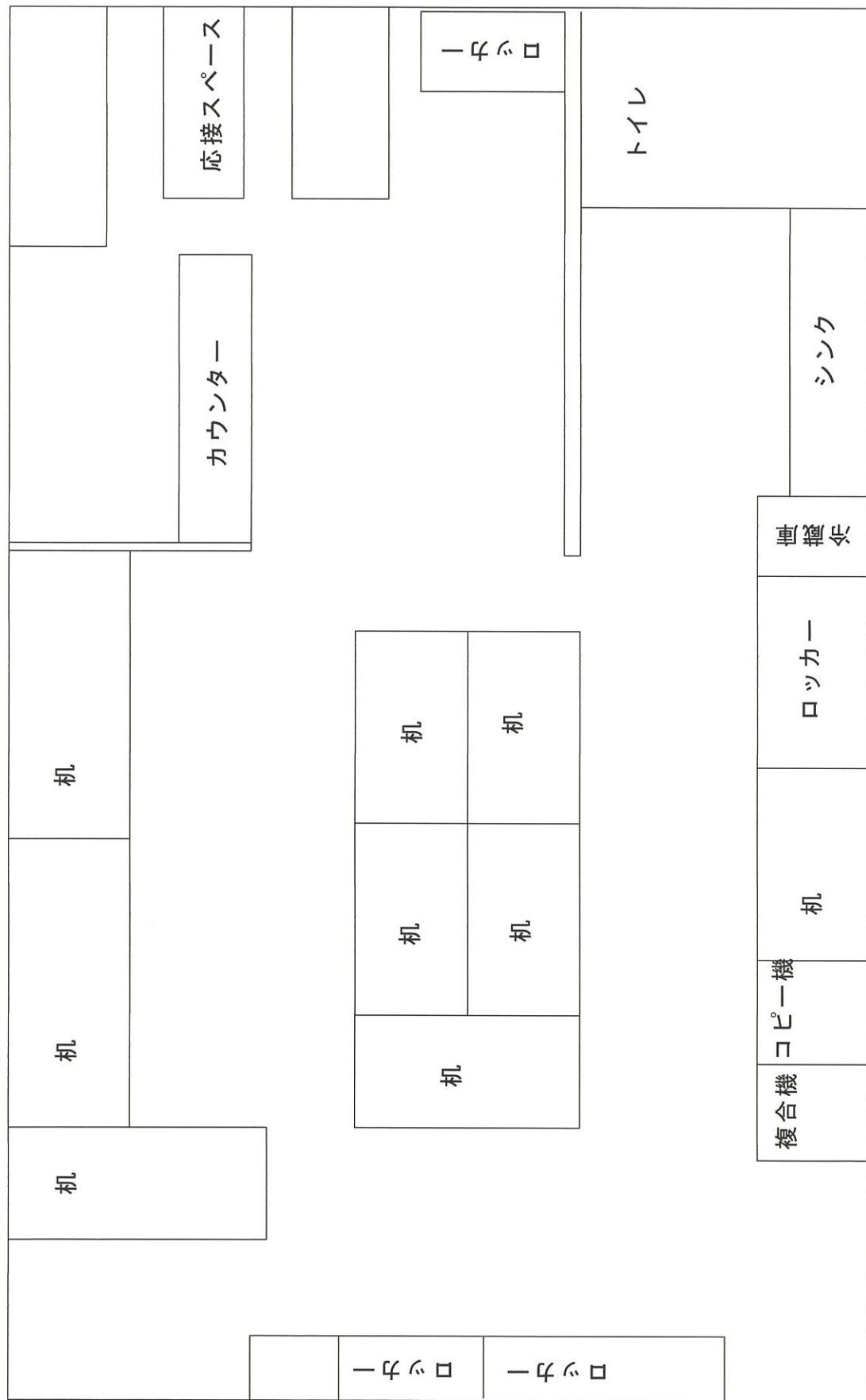


Google

〒633-0243 奈良県宇陀市樅原雨師 407-1



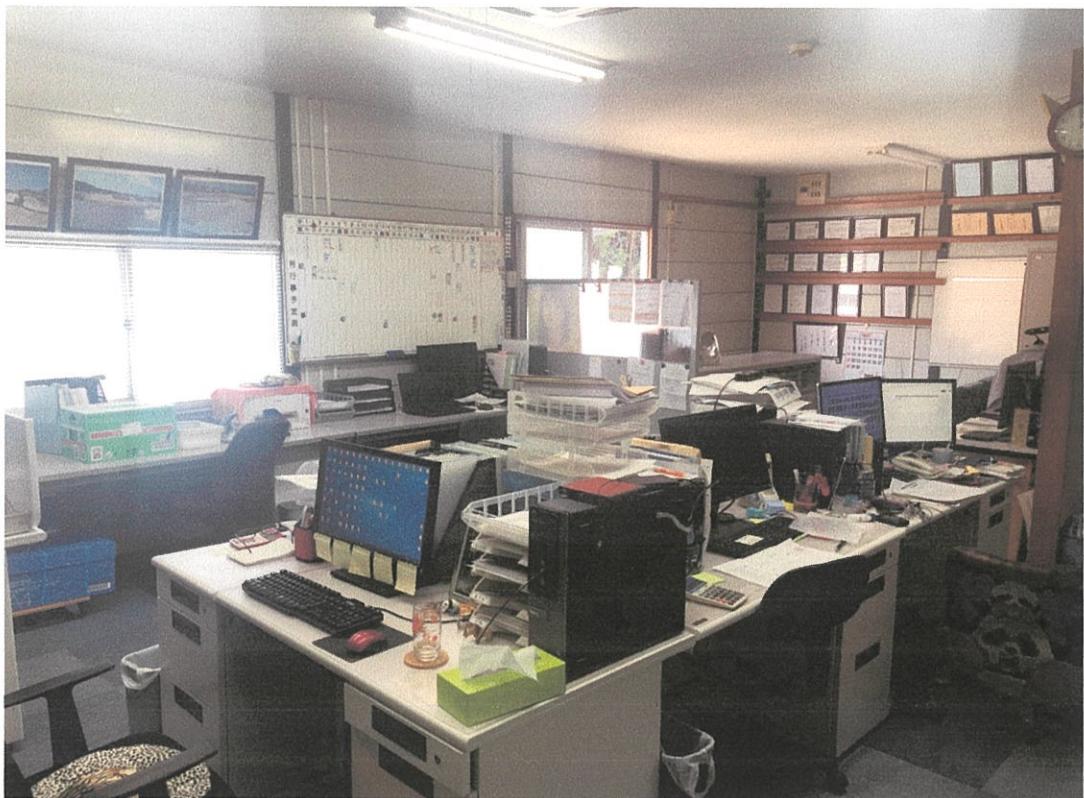
事務所内平面図



外觀



内観



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 3 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称

カブシキガイシャ シュント
株式会社 隼都

住所

奈良県宇陀市榛原雨師407番地の1

フリガナ 代表者氏名

平野 勇

印

電話番号

0745-82-2467

FAX番号

0745-82-7613

メールアドレス

main@shunto.cc

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和2年6月3日

届出者

氏名又は名称 株式会社 隼都

住 所 奈良県宇陀市榛原雨師 407番地の1
代表者 氏名 平野 勇



選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 隼都	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
平野 勇 戸川 伸一	第304853 第304855	令和 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第三〇四八五三号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

氏名 平野 勇

昭和四十六年六月四日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置事務技術者免状を交付する。

令和二年二月二十日

厚生労働大臣

加藤勝彦



第三〇四八五五号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

氏名 井川伸一

昭和五十四年一月五日生

水道法(昭和二年法律第二百七七号)の
規定により給水装置事務技術者
免状を交付する。

令和二年二月二十日

厚生労働大臣

加藤勝彦

